

運搬船の遭難記録

滋賀羽山浦に出た庄屋文書

(三)

贊助会員

安部 弥右衛門

社会の文化、科学の進歩と共に、年々船舶は大型となり、航海術も進歩し、精良な機械で風力を要せず運航する。現今でも、依然として海難事故は跡を絶たない。昔の頃は木造船で、帆と風を応用し航海していた時代に、貧弱な木造船で、帆と風を応用して止むを得ぬことである。畢竟難波船があつたことである。

漁村にはいろいろな海難の話が残つており、別に珍らしく感じないが、遠い嘉永年代の海難記録が、庄屋古文書として残つてゐるのを見ると、何となく心を打たれる。漁村の人々や船乗りと業としている人々の生活の一端を窺うことが出来るので、これを公けにして、海村の人々に忠告する所があるのである。この件を公けにして、海村の人々の苦難を知るようだ。又都市や農山村の人々には、海人の苦難を知るようだ。又都市や農山村の人々には、海難の件を記すことにした。

まず主題の運搬船遭難記録である。

一 船 甚
一 売 船 四枝帆
荷物 甚
三人乗組 甚
但三人乗組 甚
音 甚

古之船蒲江浦ニ而御改ヲ請、先月二日同所出帆仕、同四日羽出浦ニ罷帰リ、同七日曉アハ時頃居浦出帆、同日暮六アハ頃佐賀開え着船仕、翌八日朝五時仕、同日暮六アハ頃佐賀開え着船仕、翌八日朝五時頃同所出帆仕、夫々同十八日朝六アハ時頃兵庫へ着船仕、同日昼七時頃同所出帆仕外得共一向逆風無御仕、同日昼七時頃天保山アハ走里斗リ座アハ而、漸々同日夜四アハ時頃大波天保山アハ走里斗リ冲ニ沙掛アハ仕居外處、同夜九アハ時頃西風ニ相成外故頃アハ不出帆仕、大阪川口アハ乗込外處不斗洲アハ乘上申破アハ取出帆仕、大阪川口アハ乘込外處不斗洲アハ乘上申外、俄に西風烈敷波高ニ相成リ公、折節上荷船走アハ而、漸々同日夜四アハ時頃大波天保山アハ走里斗リ船居合申公ニ付、早速相雇、黄干網捨三張、浜干加捨式儀、津アハいわし式百捨式儀並船諸道具等上荷船に積込、船頭音立即儀は本船下罷強、加子利平浅市兩人の者共止右上荷船アハ乗込天保山アハ罷越、候市儀八右荷物之番仕、利平儀ハ又々上荷船相雇、人數五人乗組奉船ニ罷越度奉存外得共、西風烈敷波高く御座候而渡海難相成外ニ付、其保底ニ罷歸リ大阪南庄町、宿房右衛門方江同夜晚七アハ時漸々罷越、古之次第相伝外死、同人儀早速上荷船相雇、人數式捨人余り乗組、又々本船ニ可罷越ト而相衡外得共、何分波高ニ御座外得共得罷越不申、無從天保山アハ罷歸リ、本船是定外不得共、船頭音立即儀余程相働き外得共、西風烈敷外而翌十九日夕ハアハ時頃本船打アハ得共、船頭音立即儀ハ行方相分外不申外、猶亦吟味仕き、船頭音立即儀ハ行方相分外不申外、何水弱底仕外儀と奉存公、然所船板少々打揚アハ申外、尤積揚外荷物之儀ハ大阪

米水津村組小浦

利

茂

市

子

問屋平野屋仙太郎方之預け置く間、同廿一日右之趣

大阪御藏屋舗之申上置く。且又上荷取木津川谷四郎

船に正銀式貢文と酒式升為謝礼差上申く。同走被

木津川助船五人之者共え、全式未謝礼仕外、同走被

南走所目助船式捨人余り之者共、全走兩走歩と酒走

斗謝礼仕申候。宿彦古衛門方之ハ謝礼仕不申、貞五

郎罷上り上謝礼致度申入置く

折節米水津浦組宮野滿久太郎船置登居申外二付、利

平、茂市両人の者共ハ右久船ニ便船仕、当月八日大

阪表出帆佳、辰廿三日夜立つ時頃當浦え下着仕申休

に付、両人のもの共吟味仕外死前浙の通申しく。尤

幸も御往來の儀ハ両人共持參仕罷下り申外ニ付、今耳

ニ還上仕く。依此段御内々御断申上外以上、

庚十一月廿四日本道為兵庫守事主成等、其間吉

時、御内々御断申上外、御内々御断申上外又中印

御内々御断申上外又中印、御内々御断申上外又中印

御内々御断申上外又中印、御内々御断申上外又中印

(註) ② 四枝帆——帆布の幅数である。これにより船体の大小が察知出来る。

③ 沖船頭——船の運航等で全責任を持つ人、現今の船長。

④ 加子——帆を張り橋を漕ぎ、又は荷物の積卸しなどする船員を女船と呼ぶ。

⑤ 蒲江浦で御改を受け——連上銀の關係で、藩府の役人に荷物の検査を受けたもの。

③ 背の時刻

セツ(寅の刻)、トキ(卯の刻)、トウ(辰の刻)、シケ(巳の刻)、

リツ(午の刻)、トク(未の刻)、トク(申の刻)、ツク(酉の刻)、

スツ(戌の刻)、トク(亥の刻)。

④ 運風

セツ(寅の刻)、トキ(卯の刻)、トウ(辰の刻)、シケ(巳の刻)、

リツ(午の刻)、トク(未の刻)、トク(申の刻)、ツク(酉の刻)、

スツ(戌の刻)、トク(亥の刻)。

⑤

セツ(寅の刻)、トキ(卯の刻)、トウ(辰の刻)、シケ(巳の刻)、

リツ(午の刻)、トク(未の刻)、トク(申の刻)、ツク(酉の刻)、

スツ(戌の刻)、トク(亥の刻)。

⑥

セツ(寅の刻)、トキ(卯の刻)、トウ(辰の刻)、シケ(巳の刻)、

リツ(午の刻)、トク(未の刻)、トク(申の刻)、ツク(酉の刻)、

スツ(戌の刻)、トク(亥の刻)。

一 手縄船 老艘 同百姓浜右衛門伴

常 藏

古之もの共ノ同舟百姓七兵衛と申者、手縄船筋受、
而昨廿三日早朝水浦出帆、(2)大鳴之内高利込に罷越漁
業仕罷帰舟不途中(3)自崎乗掛りの死日暮に相成り、
北風強波高云而不半うら帆打舟付、打驚帆舟下キ
舟内船没込二相成リ、其終岩へ被打揚シ裝、而人二
而種々二相傷少得共闇夜波高ニ而仕方無御座、兩人
共岩鼻元飛上リ助命仕、羽出浦の内八重石泊リ浦と

中所文羅越外段(4)羽出浦役人共文馬相知外二付、
早速小船二人巻乗組友(5)確索不得共、何分前浙之通聞
夜二而船行方不相分外三付、仁喜藏同道ニ而羽出浦
庄屋方へ罷越外故、難船之次第吟味仕外死、書面之
通御座外、尤船急儀の破損ニ相成(6)諸道具等公不謀
流失仕外儀ニ而奉存外旨申し外、

依此段申上候 以上

(2) 十二月廿五日 役人中印

進上

(2) 手縄船 手縄船と云ふのは浦前の普通の小漁船で、船の

長さは八米位、船側に差板等の裝備も全く、單に素板を數枚

てあるだけの極めて簡単な構造である。
その船は手縄網と云う小さな網を積みこんで極寒の沖に出

れて松上から或く北又及西北風の才十が荒海での作業不穏

めて危険且つ過度に危険である。

(2) 次浦から大鳥へ高牟美で被約十六料、殊に冬季は波が高大

高

見渡す事無く漁船が三隻、(1)船頭(2)船身(3)船尾、(4)船頭(5)船身(6)船尾

白骨(7)白骨

羽出浦と有明浦との中間に突出していカ岬で、浪折

する所である。

(2) うち帆一隻帆を打つと且帆船追因と受けて走つて、當時交

船の間で(4)船が逆風が起り帆裏に強風を受けて船がとう多くハ倒合

船の進行が止まり、船体が二方で傾くか又は動搖する時によく

船の

走り船が水浸しとなること、また暴天で波濤の痛撃(8)が

積荷が多くすぎた時などによく起る。(9)船の

(4) 岩鼻に飛び上つて身をひかれたから生命が助かつた。船の

飛

(5) 岩鼻に飛び上つて身をひかれたから生命が助かつた。船の

飛

(6) 五一年春水六年

(4) 役人中一村役人即ち庄屋以下入連者、そして(5)其の留書、

即ち捺書であるから灾害と省んでいるが、第一の文書と同じく御浦奉行兩名の宛名が高く書かれている。

次の文書は前掲手縄船の遭難から二日後の夜、居村の海岸下繋いで立つた船が難破した事件である。この頃は冬の季節風の最も激しい時期である。

覚

一 老艘 役目船

文 太 郎

一小船 老艘

儀 助

一小船 老艘

基 助

一同 老艘

音 七 郎

古之船去る廿七日夜大風雨大作、被セツ時(6)當浦浜夜

打わリ申外死、作事外相哉外不申外

一 小船 老艘

助

古之船前段之通打わリ申外得共造作外ハ相掛申外

古日書面之通損申外、依此段御断申上候 以上

丑十二月晦日 役人 (印)

(註) ② 御役目船 一 部落の公用船である。文太郎とは船主の名前で

あるので、当時の庄屋であつたようだ。

③ 作事に相掛り申さず候とは修善も出来ないという意。

④ 造作一修善と同意にて用ひて居る。

覺

一 売 貨 小 船

地 下 善 右 衛 門

一 同

勇 吉

古之船ノ今日相割申外二付戸立上納仕外此段御断申上候 以上

寅八月廿八日

役人 中 (印)

一 いでは、更に戸立上納の覺書か出でていら。

覺

一 売 貨 御役目船

文 太 郎 務 助

古之船ノ相割申外三付戸立上納仕外・依此段御断申上候 以上

寅正月十八日ト核 役人 (印)

(註) ③ 相割く一船を解体すること

④ 戸立上納 一 戸立は船の櫓の端にあら複文を厚くて廣い板のことである。この板は船の基盤である「カワラ板」という。船の底板の船尾に斜斜めに立てて斜けさせ、その左右両端で兩舷の複文を相掛けて上下に一枚づけ斜めにしてこれをカジキ、上部板と称えこれが船の骨格の中心となるので船では主要

金部分である。

私の方々記憶にある明治年代以降船と新造すれば船體と称するが又は売却した時はこの船體だけを船から取外して返納する規則であつたので、取扱は手縫であるが、藩政時代の頃では直接船体の主要部である戸立板に焼印を押されいたものであろうか。

長さ一米から一米五十種内外、幅五、六十種以上厚さ二十六種重さ二、三十挺(普通の場合)の厚板と持運ぶ、不便な取扱の様であるが、それが当時の状況であるとすれば止むを得ぬことである。

④ 寅一嘉永七年

(おわり)

研究

大島神將家の古文書

佐伯藩の漁民優遇についての考察

会員

羽 柴 弘

弘

前号で大島(鹿児島縣西之原町)神將家の古文書を紹介し、藩祖毛利高政の開拓農政のことと述べ、尚神將家の所蔵の古文書と早い時期に見せて貰いたいと希望したところ、意外に早くその時が与えられ、これから添上に載せて、さきから解説を試み左に記す。これ全く土屋桂沼氏の御尽力と、神將家へ御厚意によるものと、心から感謝申し上げ。左の古文書は約三十通近く、それには古色蒼然左の神將家の過去帖一冊で、前号後編のものと第一とされ、第二から第九まで正文書が皆下記通りである。